

○ 「日本公庫資金円滑化貸付事業について」（平成 23 年 5 月 2 日付け 23 経営第 269 号農林水産省経営局長通知）新旧対照表

(下線部は改正部分)

改正後	現行
<p>Ⅲ 新型コロナウイルス感染症に係る貸付事業について</p> <p>第1 目的</p> <p>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の影響により、農業者等の経営に甚大な影響が発生しており、今後、経営の継続・再建に必要な資金の円滑な調達が重要となっている。</p> <p>このような事態に対応して、公庫は、これまで融資審査等において培ってきた農業経営に関するノウハウをいかしつつ、</p> <p>(1) 実質無担保・無保証人貸付</p> <p>(2) <u>資金の償還順位を他の貸付金債権に劣後させる等の特例を付した完全無担保・無保証人貸付（新たに融資対象物件に対する抵当権設定その他のいかなる担保も徴求せず、かつ、同一経営の範囲内の者その他いかなる保証人も徴求しない貸付</u>けをいう。第2の2の(2)の資金に限る。以下Ⅲにおいて同じ。)</p> <p>を措置することで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等の経営の継続・再建に必要な資金の円滑な融通を図ることとする。</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1 対象者</p> <p>(1) <u>実質無担保・無保証人貸付</u></p> <p>第1の(1)の措置（「本措置」という。以下Ⅲにおいて同</p>	<p>Ⅲ 新型コロナウイルス感染症に係る貸付事業について</p> <p>第1 目的</p> <p>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の影響により、農業者等の経営に甚大な影響が発生しており、今後、経営の継続・再建に必要な資金の円滑な調達が重要となっている。</p> <p>このような事態に対応して、公庫は、これまで融資審査等において培ってきた農業経営に関するノウハウをいかしつつ、実質無担保・無保証人貸付を措置することで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等の経営の継続・再建に必要な資金の円滑な融通を図ることとする。</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1 対象者</p> <p>第1の措置（「本措置」という。以下Ⅲにおいて同じ。）</p>

○ 「日本公庫資金円滑化貸付事業について」（平成 23 年 5 月 2 日付け 23 経営第 269 号農林水産省経営局長通知）新旧対照表

(下線部は改正部分)

じ。)の適用を受ける対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響が発生している農業者等であって、その影響を公庫において確認できた者とする。

(2) 完全無担保・無保証人貸付

第1の(2)の措置（「特例措置」という。以下Ⅲにおいて同じ。）の適用を受ける対象者は、第2の1の(1)の対象者であって、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- ① 民間金融機関からの資金調達が行われること。
- ② 既往借入金の延滞がないこと。
- ③ 直近期の純資産において債務超過ではないこと。
- ④ 過去3期連続して農業所得（法人にあっては、経常利益）が黒字であること。

2 貸付金の使途

(1) 実質無担保・無保証人貸付

本措置に係る対象資金は、次に掲げるとおりとする。なお、補助残融資資金については、原則として本措置の対象外とするが、新型コロナウイルス感染症の影響に係る事業を対象として融通される補助残融資資金に限り、本措置の対象とするものとする。

- ① 農林漁業セーフティネット資金
- ② 農業経営基盤強化資金（農業経営基盤強化資金実施要綱第3に定める資金をいう。）
- ③ 経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱第2に定める資金をいう。）

(2) 完全無担保・無保証人貸付

特例措置に係る対象資金は、農林漁業セーフティネット

の適用を受ける対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響が発生している農業者等で、その影響を公庫において確認できた者とする。

2 貸付金の使途

本措置に係る対象資金は、次に掲げるとおりとする。なお、補助残融資資金については、原則として本措置の対象外とするが、新型コロナウイルス感染症の影響に係る事業を対象として融通される補助残融資資金に限り、本措置の対象とするものとする。

- (1) 農林漁業セーフティネット資金
- (2) 農業経営基盤強化資金（農業経営基盤強化資金実施要綱第3に定める資金をいう。）
- (3) 経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱第2に定める資金をいう。）

○ 「日本公庫資金円滑化貸付事業について」（平成 23 年 5 月 2 日付け 23 経営第 269 号農林水産省経営局長通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

<p><u>資金（農林漁業セーフティネット資金実施要綱第 2 の 1 の (3) の⑥に定める資金（ただし、農業を営む者に貸し付けられるものに限る。）をいう。）とする。</u></p> <p>3 貸付条件</p> <p>(1) <u>実質無担保・無保証人貸付</u> 本措置に係る貸付金の貸付条件は、株式会社日本政策金融公庫業務方法書に定めるところによる。</p> <p>(2) <u>完全無担保・無保証人貸付</u> 特例措置に係る貸付金の貸付条件は、株式会社日本政策金融公庫業務方法書に定めるところによる。なお、償還順位は、貸付先において、次に掲げる法的倒産手続の決定が裁判所によってなされた場合、特例措置の債権は、当該貸付先に対する全ての債権（償還順位が特例措置による貸付債権と同等以下のものを除く。）に劣後するものとする。</p> <p>① <u>破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の決定</u></p> <p>② <u>会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の決定</u></p> <p>③ <u>民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の決定</u></p> <p>④ <u>会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の決定</u></p> <p>4 貸付方式</p> <p>(1) <u>実質無担保・無保証人貸付</u> 本措置に係る貸付けは、公庫又は同公庫の受託金融機関からの直接貸付とする。</p>	<p>3 貸付条件</p> <p>本措置に係る貸付金の貸付条件は、株式会社日本政策金融公庫業務方法書に定めるところによる。</p> <p>4 貸付方式</p> <p>本措置に係る貸付けは、公庫又は同公庫の受託金融機関からの直接貸付とする。</p>
---	---

○ 「日本公庫資金円滑化貸付事業について」（平成 23 年 5 月 2 日付け 23 経営第 269 号農林水産省経営局長通知）新旧対照表

(下線部は改正部分)

<p>(2) <u>完全無担保・無保証人貸付</u> <u>特例措置に係る貸付けは、公庫からの直接貸付のみとする。</u></p> <p>5 貸付対象期間</p> <p>(1) <u>実質無担保・無保証人貸付</u> 本措置に係る貸付対象期間は、<u>令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。</u></p> <p>(2) <u>完全無担保・無保証人貸付</u> <u>特例措置に係る貸付対象期間は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第 2 条の期間とする。</u></p> <p>第 3 その他 本措置及び特例措置は、公庫にとって債権保全リスクの増加を招くことから、これに見合う貸倒償却財源を確保するため、国は公庫に対し出資金の交付を行うこととするが、本措置及び特例措置による貸倒償却額は当該出資金の運用益の範囲内において賄うことを原則とする。</p>	<p>5 貸付対象期間</p> <p>本措置に係る貸付対象期間は、<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第 2 条の期間とする。</u></p> <p>第 3 その他 本措置は、公庫にとって債権保全リスクの増加を招くことから、これに見合う貸倒償却財源を確保するため、国は公庫に対し出資金の交付を行うこととするが、本措置による貸倒償却額は当該出資金の運用益の範囲内において賄うことを原則とする。</p>
---	--

附 則（令和 2 年 6 月 12 日 2 経営第 741 号）

この通知は、令和 2 年 6 月 12 日から施行する。